

研究成果報告書

所属 鄭州大学法学院刑法学科

役職 講師

氏名 毛 乃純

研究結果

1. 研究の目的

本研究は、特に福島第一原発事故の強制起訴を契機として台頭されるようになった危惧感説の新展開を検討し、最も「リスク社会」に適する過失論の在り方の究明を目指す。

2. 研究活動

- i 学説研究：日中両国の過失犯論を研究すること。
- ii 実務研究：判例や事件（福島第一原発事故）の詳細を調べること。
- iii 論文執筆：「リスク社会における合理的予見可能性説の提唱」という論文の作成。
- iv 研究成果の検討：研究成果の一部を講義や発表会で報告し、意見を収集すること。

3. 研究を通じて発見・解明された内容

伝統的過失犯論は「刑事立法の活性化」という時代の到来により動揺され、いわゆる危惧感説は再び台頭してきた。それは、従来の具体的予見可能性説がやや時代に遅れているからである。判例・学説を考察すれば、予見可能性の抽象化という傾向は明確である。その結果、具体的予見可能性説は危惧感説に相当に接近し、特にほぼ同じ結論が導かれる。危惧感説は確かに幾つかの問題性を抱えているが、最も「未知の危険」が満ちる現代社会に適する見解であるといえよう。そこで、むしろ刑法学の基本原則に基づき危惧感説を修正すべきであろうと思われる。

4. 研究を通じて見えた課題や将来に対するアドバイスなど具体的な研究成果

- i 新課題：「企業犯罪と刑事コンプライアンス」
- ii 本研究の結果として提唱する合理的予見可能性説は、次の通りである。(1)「予見可能性—結果回避義務」という過失犯の構造を維持し、後者を重点に置き、両者の間に比例関係の存在を要求する。(2) 程度の面から予見可能性を限定する従来の立場を放棄し、予見可能性の「合理性」を強調する。(3) 情報収集義務を重視し、合理的予見可能性から導かれた低程度的・過渡的な結果回避義務として理解する。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

1. 「過失犯論の動きと中国の実務――三鹿ドライミルクメラミン事件判決を素材として――」、毛乃純、「刑法各論・j (講義)、2020年4月21日、鄭州大学。
- 2 「日本における危惧感説の新展開――森永ドライミルク事例と福島第一原発事故をそざいとして――」、毛乃純、「新型犯罪と過失犯論」(講座)、2020年10月23日、鄭州大学(オンライン)。

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

「リスク社会における合理的予見可能性説の提唱 j」、執筆中

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)

なし